

連帯経済の一断面…「連帯経済フェア」と「サンツ・協同組合ツアー」

岡安 喜三郎

(協同総研特別顧問/日本労協
連顧問)

今回のスペイン視察の直接の契機は10月にバスク州・ビルバオで開催されたGSEF(グローバル社会的経済フォーラム)への参加と、その機会にスペインのモンドragon以外の協同組合の実態視察、CEPES(社会的経済企業スペイン総連合会)やCOCETA(スペイン労働者協同組合連合会)などの訪問であった。その企画策定中、9月21日(金)~22日(土)に連帯経済に焦点を合わせた「マドリード連帯経済フェア(Feria de Economía Solidaria)」なる企画があることを知り、是非とも参加したいと視察に加えた。

これに加えて、もう一つ、個々の事業体の事業内容とともに、それらの事業体が連携した時、何が見えるかという機会に恵まれた。それは「サンツ・協同組合ツアー」と呼ぶもののあったが、バルセロナの協同組合の歴史、廃屋・空き家のスペイン独特の利用方法、それを通じたまちづくりに向かう庶民の運動の紹介であった。

この2つ(「マドリード連帯経済フェア」と「サンツ・協同組合ツアー」)を、本論では紹介する。



「連帯経済」と「社会的経済」再考

この2つの紹介にあたっては、ÉSS(ESS、SSE: 仮に「社会的経済および連帯経済」としておく)について考え方を再考する必要がある。

「社会的経済」と「連帯経済」は、資本主義社会の矛盾の対抗物として生まれた。そしてしばらく両者は別のものとして認識されていた

が、近年、総合された用語としてヨーロッパでÉSS、ESS、(SSE)が広まってきた。

ÉSS: Économie Sociale et Solidaire

ESS: Economía Social y Solidaria

SSE: Social and Solidarity Economy

一方でその邦訳は、あたかも連帯経済や社会的経済が解消し、いい方を変えれば、それぞれの運動が統合し、「新しい経済」(という運動)に変わった(もしくは合体した)かの様に誤解されがちな用語の使い方がはびこっている(例えば、「社会的連帯経済」)。たしかに両者の運動の総合化(統合化ではない)は、資本主義社会の矛盾に抗して一緒に行動する価値を認識した点で、新しい局面に入ったといえる。フランスのÉSS法やスペインの社会的経済法と全国組織の形成などはそのことを証明している。

しかし、社会的経済と連帯経済を構成する個々の事業体(団体)が、それまで連帯経済企業の一員であったりや社会的経済企業の一員であった属性やアイデンティティを喪失したわけではない。運動や実践の立場から見れば当然のことである。ましてや一部の解釈のように一方が他方に吸収されるという関係(部分集合関係)でもない。両者はお互いにその意義を尊重しながら大きな似た目標に向かい、アイデンティティを広げ仲間を大きくする、いわば共闘するという関係である。当然にも、その国・地域の定義によって、両方の属性を持つ事業体も存在している($S \cap R \neq \emptyset$)。

社会的経済は、多くの識者が言及しているとおおり、1990年代ではどのような団体がこれを担うかによって定義されてきた。協同組合、非営利組織、財団、共済組合である。連帯経済も社会的経済に対抗するように1990年代にはどのようなプロジェクトによって記述されると説明されてきた。

現在では北島健一の「連帯経済と社会的経済～アプローチ上の際に焦点を当てて～」(『政策科学』23-3、2016)が「連帯経済」と「社会的経済」の特質を明らかにしている、と筆者は思っている。

『社会的経済は「もう一つの企業」アプローチに立ち、市場そのものではなくそこに資本制企業が存在することが「社会的つながりの商品化」などの弊害をもたらすのであるから、非資本制原理に準拠する社会的経済企業を資本制企業と置き換えることで、そのような弊害は取り除かれると考える。』(pp28-29)

それに対して、『「もう一つの経済」アプローチに立つ連帯経済論は、サービス経済化の進むなか、「お互い様の関係」の下に人々が自発的に経済的社会的取り組みに関わるからこそ重要であると考え。』(p.29)

こうして見てきたので、「仕事おこしの協同組合」「地域と生活に根ざした協同組合」と自己規定するワーカーズコープは大枠で連帯経済に位置づくとして筆者は認識していた。そして、「連帯経済フェア」の名称が妙に新鮮に感じたのである。



マドリード連帯経済フェア視 察

(開催目的)

目的は、マドリードの「社会的経済および連帯経済」を強化し、**可視化**すること。事業モデルや社会的プロジェクトを通じた、現在の経済、財政、エコロジー、ケアの危機に対する答えと実際の選択肢を提案することにある。

(開催日程と場)

マドリード連帯経済フェアは、第4回として2018年9月21日から22日にかけて、マドリード・リオ公園の多目的広場で開催された。多目的広場はそう大きくはなく100m強×50m強の大きさであった。

(主催団体・参加団体)

主催は、連帯経済フェア委員会、社会的市場プロジェクト、REAS (Red de reds de economía alternativa y solidaria: 代案および連帯経済ネットワークのネットワーク)の共催となっており、このフェアは、「**連帯経済憲章**」*¹の価値を共有する団体が協同する、「**社会的市場プロジェクト**」の一つと位置付けている。

行政の協力(後援)は、マドリード市、マドリード州、スペイン政府から得られている。

(テーマ)

主テーマは、「もう一つの経済に命を吹き込む! (¡DARE VIDA A OTRA ECONOMÍA!)」「自覚的消費(CONSUME CONSCIENTE)」の2つであった。「もう一つの経済」は前述した連帯経済アプローチである。「自覚的消費」はフェアトレードなどを含み、「社会的市場プロジェクト」の一環である。

(企画内容)

そこに数十団体のテントブースが置かれていた。4つのテーマ軸があり、それは、①展望(テクノロジー、コミュニケーション、評論文化)、②コミュニティ(教育、社会革新、地域開発)、③種(エコロジー、責任ある持続的消費)、④生命(フェミニズム、ケア、社会的平等)であった。

そのほか、2日間にわたって、ワークショップ、ミーティング、講演などが他の建物で開かれていた。

フェア会場内では、主催者が発行した「地域通貨」でないと飲食ができない。一般の参加者はユーロをこの通貨に換えて使うことにより、「社会的市場」の実感を味わう。(もっとも、この「通貨」企画は、アメリカなどの商業見本市会場などでも行われるものではある)

(全国展開)

このようなフェアはマドリードだけで

* 1 連帯経済憲章(REASより、完全版は2011年5月に発表)

(<https://www.economiasolidaria.org/carta-de-principios>)

①公平の原則(Principio de Equidad)

②労働の原則(Principio de Trabajo)

③環境持続性の原則(Principio de Sostenibilidad Ambiental)

④協同の原則(Principio de Cooperación)

⑤「非営利目的」原則(Principio “sin Fines Lucrativos”)

⑥環境への責任の原則(Principio de Compromiso con el Entorno)

はなく、スペイン各地で開催されている。特にバルセロナで10月27日－28日に開かれた「カタルーニャ連帯経済フェア」は今年7回目で、マドリードより規模が大きい。

マドリードの「連帯経済フェア」は「社会的市場プロジェクト」と位置付けているように、全国では、「社会的市場フェア」という名称でも行われている、もちろん「社会的経済および連帯経済のフェア」という名称でもおこなわれている。また、「可能性の例示」(ガルシア)、「代案～社会的経済と変革の経済」など、それぞれの地域に特徴がある。

<https://www.economiasolidaria.org/taxonomy/term/11>

3 バルセロナの「サンツ・協同組合ツアー」

2018年9月27日(木)の夕方は5時から、バルセロナ・サンツ駅(バルセロナ中央駅の位置付け)の南西に広がるサンツ地域とその南に隣接するラ・ボルデータ地域にまたがる50近くの協同組合のいくつかを徒歩で巡り回るツアーを挙行了。案内人はマルク・ダルマウさん。

なお、この日のツアーは諸事情により、筆者のみが参加した(翌日に協同組合バールを軸に全員でおさらい)。

このツアーは、サンツ&ラ・ボルデータ地域の「協同組合地区づくり」への闘いを紹介することでもあり、マルクさんは言う。

第1に、協同組合を知ってもらうこと。この地域には1840年の産業化以降、蒸気機関を伴う3つの紡績工場が生まれ、各々1,000人(1844年)、1,500人(1847年)、900人(1878年)が働き始めた。そこに消費の労働協同組合が存在していた。1930年代の「内戦」を通じてこれらは歴史から消えていった。

第2に、「社会的経済および連帯経済(ESS)」を知ってもらうこと。その中で協同組合の役割を再認識してもらうこと。

第3に、過去を共有し歴史を知ってもらうこと。真実は決してネオリベリズムではなく、カタルーニャの文脈の中にある。1930年代の労働者協同組合を知ること、サンツには「サンツ革命委員会」があったこと。

最初のガイダンスの後、ツアーに入る。

- (1)中央駅南西の池のある公園。1,500人の工場があった場所がツアーの出発地。
- (2)COOP57の場所。公園のそば。1905年に労働者が作った生協だったが、1939年に消滅した。それを2000年以降に知るところとなり、修復し、今はCOOP57の全国本部を置いている。現在は6つの地区に支部があり、連邦制運営で、資金は支部の範囲を超えない。一人前の支部になるには15団体、個人は50人程度が必要。
- (3)「見えない都市(La Ciutat Invisible)」という名称の労働者協同組合書店であり、Tシャツ・スウェットシャツ

などの販売の店。であるが、この地域の協同組合地域づくりセンター（後述する COÒPOLIS）のプロモータの一つである。店内はマルクス、レーニン、トロツキーの著書、その他 1930 年代市民革命の著作物多数。入り口には、「Feminism is Beautiful」のポスター。

- (4) 協同組合バール「KOP DE MÀ」。運営は労働者協同組合メンバー。6 時開店なのでまだ開かず。翌日開店後に合わせて体験。中ジョッキビールが 2 ユーロと値ごろ。外の壁にはスペイン独特の「居座り宣言」マーク（スクワット記号）。この「不法居座り」運動は 1984 年からの歴史があり、少々違和感がありつつも、スペイン文化として納得。
- (5) 協同組合運営の小学校。75 年の歴史の親の学校。パブリックとプライベートの中間に位置づく。補助金を出し仕組みとして位置付けられる。
- (6) 労協の旧建物。見捨てられ、何の建物かがわからなかったが、2007 - 8 年に歴史がわかり、文字の復元を図った。建物を市役所所有にし、地域のための装置に、公設民営。2017 年に開いた。
- (7) 「L'Economat Social」。4 人の労働者組合員で開設。小さな店だが、利用メンバーごとの籠に、果物・野菜が分けられている。中の壁には「協同組合シネマ」の上映企画のポスター

も。まちづくりには、こういう小さな協同組合が多数必要であるとのこと。

- (8) 住宅協同組合のビル（いわば日本の所有マンション）。組合員がオーナーで始めたが、部屋ごとのオーナーだったので、不動産会社に流れてしまうことが起きた。新しい工事中の建物は、ウルグアイやデンマークを参考に、建物はコープ所有とし、組合員オーナー制度は廃止する利用権方式。本当の低所得層は入れないが、公営住宅のモデルになるはず。
- (9) 「COÒPOLIS, Ateneu Cooperatiu de Barcelona」（協同組合都市国家、バルセロナの協同組合センター）。Can Batllóにある元紡績工場を取り戻す運動として始まった。「2011 年までに市が使わないなら占拠するぞ」と運動し、2011 年 6 月 11 日に元工場に入場し、徐々に居座りを拡大して図書館などを併設した協同組合づくり・まちづくりセンターとなった。州と市が金を出しているインキュベーターがカタルーニャ州には 15ヶ所あり、ここは仮設だが移民就職支援も行なっている。このプロモータは、前出の「見えない都市」と「カタルーニャ州労働者協同組合連合会」である。COÒPOLIS は、協同組合の設立のためのパンフレット作成し、配布している。
<http://www.bcn.coop/>



スペイン憲法第129条第2項 ～協同組合鼓舞条項

スペインの社会福祉と協同組合は、憲法第129条が、「参加」というキーワードで規定しているのが特徴である。憲法で協同組合に言及している国は他に隣国のイタリアがあるが、本論の焦点ではない。

憲法129条第1項は「法律で、社会保障及び、その事業が生活の質又は公共の福祉に直接に影響することになる公共組織の活動に利害関係を有する者の参加の形式を確定することとする」とされる。これは社会福祉法の団体といえども、例えば利用者の家族などの参加を保障しなければならないことと解されるが、果たしてどうか。時間の都合で解明できなかったが、別項で報告される、ジローナ郊外の障害者包摂労働者協同組合 La Fageda の財団法人化の際のガバナンスや、サンタンデール郊外の障害者包摂事業を推進する財団法人 AMICA のガバナンスの実態(家族単位での運営参加形態)などとの関連の解明が待たれる。

憲法第129条第2項は「公的機関は、

効果的に、企業内での各種の参加形式を促進し、かつ、適切な立法手段によって、協同組合を鼓舞しなければならない。公共機関は、労働者による生産手段の所有権の取得を促進する手段を確立しなければならない」と規定している。要するに行政義務の規定条項である。この第2項はマドリード連帯経済フェアのブースでも紹介されていた。前段は、全国レベル、州レベルに協同組合法が存在し、例えばバルセロナ市のように「(スペイン流)不法居座り」の協同組合であっても、その活動を支援するという(日本の「常識」では)一見不可解な状況までも生まれることに関連する。後段は、「労働者協同組合」とともに「労働者会社」に関わる条項と思われる。

蛇足ながら、このような趣旨が憲法で規定されていることは、市民の運動上有利ではあるが、決定的なものではないと筆者は評価している。日本では、そのような趣旨を運動によって法制化することは、ハードルは高いが不可能ではないと見ているからである。

連帯経済フェア広場



フェア東側通路

1

連帯経済フェア「地域通貨」



1ユーロの地域通貨。フェア会場では、これを使う。

2

サンツの「コープ57」建物



「コープ57」の建物

3

自主管理書店「見えない都市」



「協同組合地区」運動の主導的役割

4

協同組合バー



午後6時前なので、まだ開かず

翌日夜、満員！

5

協同組合運営の小学校



壁面に「75年」の文字

6

L'Economat Social



労働者協同組合 (Cooperativa de Treball) で運営

7

エコノマートの内部



協同組合・共同購入所



カゴごとに利用組合員の名前

8

協同組合住宅と工場跡内部



元紡績工場跡地（正面が協同組合住宅） この右に入っていく→

9

「占拠」開始日が通りの名前に



ここに入った記念日を、通りの名前に

10

「協同組合地区」開発センター



COÒPOLIS (「協同組合都市国家」くらいの意味)

11

COÒPOLIS発行の協同組合パンフ



COÒPOLISがつくり、配布しているパンフレット

12